

木造２階建て一戸建て住宅など旧四号建築物から新２号建築物へ移行の
令和７年４月１日以降に確認申請書（建築物）に添付する図書及び書類

必須

No	添付する図書及び書類		根拠規定
1	付近見取図		建築基準法施行規則 (以下「規則」という。) 第1条の3第1項の表 1
2	配置図		
3	各階平面図		
4	床面積求積図		
5	2面以上の立面図		
6	2面以上の断面図		
7	地盤面積算定		
8	構造詳細図		
9	仕様表又は右記図面	基礎伏図	
10		各階床伏図	
11		小屋伏図	
12		2面以上の軸組図	
13	壁量判定		規則第1条の3第1項 の表2
14	四分割法判定		
15	柱頭柱脚金物算定		
16	給排水衛生・電気設備		規則第1条の3第4項 の表1、表2
17	換気・採光計算書		規則第1条の3第1項 の表2、第4項の表1
18	建築計画概要書		規則第1条の3第1項 第2号
19	建築工事届		規則第8条

必要に応じて

No	添付する図書及び書類	根拠規定
２０	代理申請が必要な場合は、委任状又はその写し	規則第１条の３第１ 項第３号
２１	浄化槽の設置がある場合は、以下の図書及び書類 浄化槽設置表、各階平面図、排水系統図、浄化槽の維持管理及び水質検査 に関する契約書の写し、型式適合認定書等	規則第１条の３第 ４項の表１
	建築物省エネ法第１０条第１項の規定により省エネ基準に適合させ なければならない建築物の場合は、以下①～⑧のいずれかの図書又 は書類	

22	①省エネ適合判定通知書又はその写し	建築物省エネ法第11条第6項
	②特殊の構造又は設備を用いる建築物の大臣認定書の写し	建築物省エネ法施行規則第8条第1号
	③性能向上計画認定通知書又はその写し+認定申請書の副本又はその写し	建築物省エネ法施行規則第8条第2号
	④低炭素建築物新築等計画の認定通知書又はその写し+認定申請書の副本若しくはその写し	建築物省エネ法施行規則第8条第3号
	⑤仕様基準へ適合していることを証する図面	建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2の第85条の2項
	⑥設計住宅性能評価書又はその写し	
	⑦長期優良住宅認定書若しくは長期使用構造等であることの確認書又はその写し	
	⑧⑥及び⑦の場合で確認申請時に当該図書の添付が間に合わない場合は、確認審査の末日の3日前までに評価書等を提出する旨の「宣言書（任意様式）」	笠岡市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱
23	岡山県建築基準法施行細則第3条の規定に該当する場合は同条で定める図書又は書面	笠岡市建築基準法施行細則第3条
24	都市計画法の規定の適用がある建築物の場合は、以下の図書及び書類	岡山県建築基準法等運用基準
	許可書の写し及び当該許可申請書に添付した次の①～④に掲げる図書並びに都計法第41条第1項の制限を定めている場合は当該制限を定めた書類の写し	
	①都計法第29条第1項又は第2項の許可：土地利用計画図及び平面図の各写し	
	②都計法第35条の2第1項の許可：土地利用計画図及び平面図の各写し	
	③都計法第41条第2項ただし書の許可：配置図、平面図及び立面図の各写し	
	④都計法第42条第1項、第43条第1項又は第53条第1項の許可：配置図及び平面図の各写し	
	※上記①又は②の場合、都計法第36条第2項に規定する検査済証の写しを合わせて添付することが望ましい	
25	※許可書の写しに代えて開発登録簿の写しでも良い	
	宅地造成及び特定盛土等規制法の適用がある建築物の場合	
	・盛土規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可が必要である場合は、当該許可証の写し	
	上記許可が不要な場合は、許可不要である事を示すため、手続の要否の判定フロー「建築基準法用手続の要否の判定フロー」	

木造2階建て一戸建ての住宅などの確認申請時において 令和7年4月1日以降、特に留意する必要がある事項

建築士が設計・工事監理を行う旧四号建築物は、審査省略制度（いわゆる「四号特例」）により、構造関係規定等の一部の審査・検査が省略されていきました。令和7年4月1日以降は新三号建築物（平家建てかつ延べ面積200㎡以下）を除き、審査省略制度の対象外となります。

旧四号建築物から新二号建築物に移行する木造2階建て一戸建て住宅などについて、確認申請を行う際に、特に以下の内容にご留意ください。

地耐力（地盤の長期許容応力度）の設定について

べた基礎、布基礎などの基礎構造を検討する際には、地盤調査等を行い、地耐力（地盤の長期許容応力度）を設定する必要がありますが、比較的簡易な設定方法についての留意事項は以下のとおりです。

1 地盤調査方法の例（より精度の高い標準貫入試験等の実施を妨げるものではありません）

（1）地盤の種類を確認できた場合に、建築基準法施行令第93条ただし書の適用により地盤種別に応じた地耐力を選定する方法

【参考】H13国交告第1113号第2（3）式

地盤	地耐力 (kN/㎡)	地盤	地耐力 (kN/㎡)
岩 盤	1,000	砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	50
固 結 し た 砂	500	堅 い 粘 土 質 地 盤	100
土 丹 盤	300	粘 土 質 地 盤	20
密 実 な 礫 層	300	堅 い □ - △ 層	100
密 実 な 砂 質 地 盤	200	□ - △ 層	50

（2）スクリーウエイト貫入試験（SWS試験）結果に基づき算定式（H13国交告第1113号）を用いて地耐力を算出する方法

【参考】H13国交告第1113号第2（3）式

地盤の長期許容応力度 $q_a = 30 + 0.6N_{sw}$ (kN/㎡)
N_{sw} : 基礎の底部から下方2m以内の距離にある地番のSWS試験における1mあたりの半回転数（150を超える場合は150とする）の平均値（回）

2 確認申請書への記載事項や添付資料等

（1）令第93条ただし書による場合

- 仕様表等の地盤調査の項目に「令第93条ただし書による」と記載
- 地盤の種別の判断根拠を記載

- 砂質地盤の場合、概略判定で液状化のおそれが少ないとした根拠（微地形や液状化マップ、周辺のボーリングデータ等）と判断理由を記載

（２）SWS 試験の場合

- 仕様表等の地盤調査の項目に「SWS 試験」と記載の上、地盤調査報告書を添付
- 砂質地盤の場合、概略判定で液状化のおそれが少ないとした根拠と判断理由を記載、又は、地表面から５m程度の深さについて簡易判定法による検討結果を記載
- 自沈層を有する場合は、地耐力の許容応力度を設定した根拠と判断理由を記載

【参考】地耐力に応じた基礎構造の選択（Ｈ１２建告第１３４７号）

地耐力 (kN/m ²)	基礎ぐい	べた基礎	布基礎
地耐力 < 20	○	×	×
20 ≤ 地耐力 < 30	○	○	×
30 ≤ 地耐力	○	○	○